

国外転出時課税制度（出国税）～①～

「キャピタルゲイン」そして「含み益」・・・今回はこれらがカギとなります。



1. 国外転出時課税制度の創設

キャピタルゲイン（譲渡益）に対して課税されるのは、日本では当たり前のことですが（NO.43 参照）、海外には課税されない国もあります（シンガポールなど）。海外に移住することによって、譲渡益に課税できなくなるのを防ぎたいという思惑から、この度税制改正で「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」そして「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」という2つの制度が誕生しました。

この二つを総称して「国外転出時課税制度」といい、今回は後者の出国税について見ていきます。

2 内容～出国したら課税します～

1 億円以上の有価証券等を所有する方が海外に転出する場合には、その所有している有価証券等の含み益に対し所得税を課税しますよというものです。含み益は未実現の利益でありながら、国外に転出する際に所有している有価証券等を譲渡した（＝含み益が実現した）とみなされてしまうわけです。実現していない利益に対して課税する制度は海外では既にありますが、日本では前代未聞です。

3 出国とは

出国とは、日本に住所を持たない海外居住者（非居住者）になることを言います。1年以上日本に住所がある人を所得税では居住者として扱いますので、1年以上日本を離れて海外に滞在するというイメージです。1年未満の短期出張をただけでは原則適用対象とはなりません、1年未満の出張であったとしても租税条約等により適用対象になる場合がありますので注意が必要です。

4 対象となる有価証券等

株式、投資信託、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引発行日取引・デリバティブ取引などです。

5 キーパーソンは納税管理人

納税管理人とは、海外にいる人の代わりに税務署からの通知を受けたり納税などの手続きを行ったりする人をいいます。家族や親族が行う場合が多いですが、申告は税理士が行うのが一般的です（税務署に「納税管理人の届出」を提出する必要があります）。下記5で触れる納税猶予の適用を受けるためには、この「納税管理人の届出」を国外転出時までに行わなければなりません。

6 納税猶予制度と各種減免措置

そもそも実現していない含み益への課税ですから、納税の猶予や減免などの制度も用意されています。一定の手続きを行えば国外転出から5年間納税の猶予を受けることができます。猶予期間をさらに5年間延長することも可能です（猶予期間中は毎年3月15日までに「継続届出書」の提出が必要となります）。そして、実際に譲渡したら損が出た、転出先で課税されて二重課税になってしまった、短期間で帰国したというように、この制度の創設の趣旨に反するような場合には、国外転出時課税により課された税額を減額できるなどの各種減免措置等もあります。

カツオ『未実現の利益に対して課税するなんて、未実現の満点に対して小遣いアップを要求するようなものさ』